

連帯債務 宅建 H29-08-1 <<#843>>

【問】 正誤をつけよ。

A、B、Cの3人がDに対して900万円の連帯債務を負っている。なお、A、B、Cの負担部分は等しいものとする。DがAに対して履行の請求をした場合、B及びCがそのことを知らなければ、B及びCについては、その効力が生じない。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 相対的効力の原則【★基礎必須】

更改、相殺(439条1項)及び混同を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。(相対効、民法441条本文)

※ 絶対効

弁済(履行)、更改、相殺、混同